

食安輸発0731第2号
平成24年7月31日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(米国産ブルーベリーのメトキシフェノジド)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年7月30日付け食安輸発0730第2号）により通知しているところです。

このたび、米国政府より提出された違反事例の原因究明に係る調査結果において同一生産者に起因することが確認されたことから、米国産ブルーベリーのメトキシフェノジドに係る検査命令を解除し、上記通知の別表1の米国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ブルーベリー及びその加工品（簡易な加工に限る。）		メトキシフェノジド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるメトキシフェノジドが検出されるおそれがあるため。

を削除しますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。